

# SCRAMBLE HALL 使用規則

## 1. 使用料金

- ・ホールご使用に伴い発生する料金は、ホール使用料（基本料金・時間外延長料金）および付帯料金（備品利用などに伴う設備付帯料金・技術員立合料・電気代などの実費）です。それぞれの金額については、使用料金表の通りです。
- ・基本料金及び時間外延長料金には、客電及び空調の使用料が含まれています。

## 2. 使用時間

### ○基本時間

- 【午前～午後】 09:00～15:00（6 時間）
- 【午後～夜間】 16:00～22:00（6 時間）
- 【 全 日 】 09:00～22:00（13 時間）

- ・使用時間には、準備、片付け等の一切の時間を含みます。
- ・施設、設備の点検等のため、臨時に休館することがございますのでご了承ください。
- ・9:00 以前または 22:00 以降の時間外延長使用の場合は、超過時間分の時間外延長料金を頂戴いたします。ただし、時間外使用は事前に当ホールの承認を得た場合に限りです。
- ・使用時間は、ご契約時に確定していただきます。

## 3. 使用申込と手続き

- ・使用申込の受付開始日は使用日の 6 カ月前の月の 1 日からとなります。
- ・仮予約申込書を提出いただいたのち、ホールを仮押えいたします。齟齬を避けるため必ず書面のご提出が必要です。
- ・ホール管理者が仮予約申込書の内容を確認し、その時点での仮予約の可否をご使用者様にご連絡いたします（内容確認連絡）。
  - 注）当ホールは渋谷スクランブルスクエア 15 階の共創施設・SHIBUYA QWS（渋谷キューズ）内にあるイベントホールです。施設の特性上、SHIBUYA QWS 会員を対象とするオープンイベントにおいては、内容を制限させていただく場合がございます。
- ・内容確認連絡から 2 週間以内に、使用本決定の意思をホール管理者までご連絡ください。折り返し本申込に必要な使用申込書をお送りします。
- ・当規則をご承諾いただき、使用申込書に必要事項をご記入・ご押印の上、来館または郵送にてご提出ください。使用申込書をご提出いただいた時点で予約契約成立となります。予約契約成立時点よりキャンセル料の対象となりますのでご注意ください。
- ・1 日あたりの予約金は下記の通りです。※ホール使用料（基本料金）の 50%相当額  
【午前午後区分：126,500 円】【午後夜間区分：126,500 円】【全日区分：231,000 円】
- ・予約金請求書発行から 2 週間以内に当ホール指定銀行口座にお振込みください。（お振込み予定日が銀行休業日である場合は、その前営業日までにお支払ください。）振込手数料は使用者のご負担となります。
- ・基本料金の残額、時間外延長料金、付帯料金等の諸費用は、催事終了後、実績に応じた金

額を請求いたしますので、請求書に記載の期日までにお支払いください。

・所定の期日までに予約金のお支払いが確認できない場合はキャンセルとみなし、使用申込を無効といたします。

#### 4. 使用申込の変更および解約

・予約契約成立後、使用者側の都合で使用を取り消される場合（日時変更を含む）は、キャンセル申請書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

・下記のとおりキャンセル料を頂戴いたします。

① 使用開始日の31日前まで：使用申込日数分の予約金（消費税等込み）相当額

② 使用開始日の30日前以降：使用申込日数分の基本料金（消費税等込み）相当額

※ホール使用料（基本料金）から予約金を差し引いた金額の税込み相当額を追加ご請求致します。

※なお、使用取り消し時点で発生している実費については、キャンセル料と別に頂戴いたします。

#### 5. 使用の制限

・以下の項目に該当する場合はご使用契約を取り消し、又は中止させていただく場合もございます。その結果、使用者にいかなる損害が生じても、当ホールは一切の責任を負いません。

・ご入金済みの予約金については返還いたしません。また、予定される付帯料金等については請求させていただく場合がございます。

①使用申込書の記載事項（使用者、使用目的、使用内容等）が実際とは異なるとき。

②指定日までに予約金のお支払いがないとき。

③当ホールの使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。

④使用規則、その他当ホールが定める規則等に違反したとき。またこれらに基づくホール管理者の指示に従わなかったとき。

⑤関係官公庁より中止命令が出たとき。

⑥催事内容に強引と思われる署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があるとホール管理者が判断したとき

⑦政治、宗教活動等に関係するとき。

⑧公の秩序、善良な風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。その他ホール管理者が予約の取り消し又は使用の中止が必要と判断したとき。

⑨次項「6.反社会的勢力の排除」に抵触しているとホール管理者が判断したとき。

⑩SHIBUYA QWSの施設運営方針に著しく親和性が低い内容であると判断した場合。

⑪その他、管理運営上支障のある、または支障が予測されるとホール管理者が判断したとき。

#### 6. 反社会的勢力の排除

①使用者はホール管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

②使用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告なく、本承認を取り消すことができるものとします。

③ホール管理者が、②の規定により、本承認を取り消した場合において、ホール管理者はこれにより使用者の損害を賠償する責を負いません。

④②の規定により、ホール管理者が本承認を取り消した場合において、使用者はホール管理者ならびにホールに生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

## 7. 免責および損害賠償

(不可抗力による使用停止)

天災、火災、その他不可抗力によって当ホールの使用が困難になった場合、既にお納めいただいた使用料金は返金いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、当ホールは賠償の責を負いません。

(その他の事由による使用停止)

当ホールまたは渋谷スクランブルスクエアの都合により、スクランブルホールの使用停止を求めることがあります。この場合、既にお納めいただいた使用料金は返金いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、当ホールは賠償の責を負いません。

(その他の免責)

・事前の荷物の受取に伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当ホールは一切の責を負いません。

・展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者等の人身事故については、当ホールは一切賠償の責を負いません。

・当ホールの機材、設備等の故障によりホールを使用できない場合、既にお納めいただいた使用料金は返金いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、当ホールは賠償の責を負いません。

・当ホール内外の建造物、設備、備品を汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、当ホールが算定して原状の回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかにホール管理者へご連絡ください。

・他の使用者、渋谷スクランブルスクエア館内テナント、または来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、この場合当ホールは一切の賠償の責を負いません。

・上記のほか使用者が使用規則に違反した場合はこれによる損害を賠償していただきます。

## 8. 使用前の打合せ

・ご使用開始日の 30 日前までに、ホール担当者とスケジュール、プログラム、会場設営、設備等、詳細の打合せを必ず行ってください。

・外部業者をご利用の場合、あらかじめホール担当者とお打合せのうえ、使用期間中はその立会指示のもとに作業を行ってください。その際別途定める立会人件費を申し受けます。

・使用の際、ホール内の施工がある場合は施工図、仕込み図、電気配線図、施工業者・関連業者リスト、タイムテーブル等をご提出ください。

- ・催事に必要な事項については当ホールでの手配が可能です。必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。
- ・館内でのポスター等の告知物は、告知場所、告知サイズ等を指定させていただきます。それ以外の館内での告知は禁止いたします。
- ・催事の内容によってはご使用をお断りする場合もありますので、事前打合せ、下見等はホール担当者と綿密に行ってください。
- ・特別に清掃や警備が必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。その際の実費はご負担いただきます。

## 9. 関係諸官庁への届出

ご使用の打合せが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。また、許可された届出の複写を1部ご提出ください。

〔届出の一例〕

- 催物開催届書：渋谷消防署
- 禁止行為解除申請書：渋谷消防署
- 著作物の演奏等利用申込：日本音楽著作権協会
- 飲食を伴う催事をする場合：渋谷区保健所                      など

その他必要に応じて関係諸官庁にご相談の上、必要な手続きを行ってください。

## 10. 注意事項・その他

(会員施設としての注意事項)

- ・搬出入、イベント実施において SHIBUYA QWS 会員の活動を阻害しないよう注意してください。
- ・SHIBUYA QWS 会員が無料・または優待料金で参加可能なイベントについては、受付時に内容を確認させていただく場合があります。

(管理責任)

- ・催事責任者を届出の上、催事期間中、責任者は会場に必ず常駐してください。
- ・諸道具類の搬出入は、壁面、床等に養生を行い、使用者の責任において実施してください。
- ・入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備・整理、楽屋等での事故防止は使用者側で責任を持って行ってください。

(禁止事項)

- ・危険物の持込みは禁止いたします。
- ・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・ホール全体、付帯施設への原状回復困難な行為は禁止します。
- ・施工、搬出入の際、所定以外の場所への物品等の放置はご遠慮ください。
- ・施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出口をご使用ください。近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等は固くお断りいたします。
- ・他の利用者もしくは渋谷スクランブルスクエア館内テナント、テナント関係者、来館者、

近隣住民等から苦情が入った場合は、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。

#### （原状回復）

- ・使用施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後はホール担当者立会いの下、ホール内点検を行います。
- ・ホール及び建物全体に汚破損がないよう必要な個所に養生を行い、使用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・残置物が無いよう原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合はホール管理者が処分を行い、生じた実費を別途請求いたします。

#### （その他注意事項）

- ・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体のお持込みはご遠慮いただく場合がございます。事前にホール管理者までお問合せください。
- ・会場内での火気の使用については、ホール担当者までお問合せください。
- ・持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ・持込み器具等は、使用者の管理のもと、催事終了後は速やかに撤去してください。
- ・使用後の付帯設備等は、ホール担当者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・使用後は、使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。当ホールで処理を承る場合は有料となります。なお、特別な清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。
- ・渋谷スクランブルスクエアは複合施設のため、他フロアからの音漏れがある場合がございます。また、他フロアへの音漏れを抑えるため、ホール管理者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量を制限させていただく場合がございます。
- ・渋谷スクランブルスクエア内他施設の催事の都合上、駐車場・搬出入用エレベーターの使用を調整させていただく場合がございます。
- ・エレベーターカゴ内及び必要箇所については必ず養生を行ってください。
- ・搬入出に際しては必ず事前申請の上、荷捌き管理者の指示に従い行ってください。
- ・防災上の避難動線は必ず十分な幅員を確保し、避難誘導灯、消火器、消火栓、避難口等を施工物、物品等で妨げることがないように注意してください。
- ・非常事態にそなえ、使用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ・保全管理、防災・防犯および安全上の理由から、催事中にホール担当者が会場内に立ち入ることがございますので予めご了承ください。
- ・その他ご使用に関しては、ホール担当者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

※本規則は予告なく変更する場合がございます。なお、使用者は、予約契約成立の時期に関わらず変更後の規則に従っていただきます。

（2023年9月版）